様式第14号（第22条関係）

納骨壇

礼拝所

（表）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 青ノ山墓地公園納骨堂使用許可証  許可第　　　　　号  　　年　　月　　日  丸亀市長  　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました納骨堂　　　　　の使用について、次のとおり許可します。 | | | | | | |
| １ | 使用者 | | 本籍 |  | | |
| 住所 |  | | |
| 氏名 |  | | |
| ２ | 故人氏名 | | |  | 性別 | 男・女 |
| ３　使用区分 | 納骨壇 | 使用場所 | | 第　　　　　号 | | |
| 使用期間 | | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　）年間 | | |
| 使用料 | | 円 | | |
| 礼拝所 | 使用日 | | 年　　月　　日 | | |
| 使用時間 | | 時　　分から　　　時　　分まで（　）時間 | | |
| 使用料 | | 円 | | |
| ４ | 備考 | | |  | | |

（裏）

|  |
| --- |
| 注意事項  １　納骨壇には焼骨等（焼骨、遺髪、遺品及び位はい）以外の腐敗物又は危険物を収蔵してはならない。  ２　使用期間を更新する場合は、期間満了の１か月前までに申請してください。  ３　使用期間が満了したときは、遅滞なく本証と印鑑を持参して、焼骨等の返還申請をしてください。  ４　焼骨等の返還は、本証を持参された者に対して、本証と引替えに行います。従って、これに関するいかなる事故についても市は責任を負いません。  ５　使用期間経過後、焼骨等の引取りのないときは、市において一定の場所に埋蔵します。  ６　使用者の本籍、住所及び氏名に変更があった場合は、遅滞なくその旨を届け出てください。  ７　この許可証は大切に保管し、紛失などしないようにしてください。もし紛失した場合は、直ちに市長に届け出て、再交付を受けてください。 |